

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年6月4日（令和8年（行情）諮問第756号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第694号）

事件名：「職員の非違行為に係る処分協議について」に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定日付け起案「職員の非違行為に係る処分協議について」に係る決裁文書一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和8年1月20日付け厚生労働省発地0120第5号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し

- ・ 厚生局名については、個人の特定にも結びつかず、個人の権利利益を害する恐れもないため。
- ・ 処分結果については、そのみであれば公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼさないため

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯等

- （1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年12月18日付け（同月22日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する文書（地方厚生（支）局に対するもの）令和2年度」について開示請求をした。
- （2）これに対して、処分庁は、令和8年1月20日付け厚生労働省発地0120第5号により、一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服とし、「厚生局名」及び「処分結果」の開示を求め

て、同年3月3日付け（同月6日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書において、厚生局名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とし、また、処分結果については厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号ニに該当するため、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 開示を求める部分について

審査請求人は、審査請求書において、「厚生局名については、個人の特定にも結び付かず、個人の権利利益を害する恐れもないため。」及び「処分結果については、そのみであれば公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼさないため」旨を主張し、「厚生局名」及び「処分結果」の開示を求めている。

(2) 不開示情報該当性について

「厚生局名」について、処分を受けた職員の所属の記載は、法5条1号に該当し、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、なお個人の権利利益を害するおそれがあるので、不開示とすべきものである。

「処分結果」についても、上記同様、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当し、個人の権利利益を害するおそれがあることに加え、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号ニに該当し、不開示とすべきものである。

また、本件懲戒処分事案については、これが公になると、（略）等から、処分については、公表しないこととしているため、不開示部分を開示した場合、当該個人の同僚や知人、その他関係者において、当被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、懲戒処分の事実、内容及び非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないため、審査請求人の主張は容認できない。

したがって、当該部分は、不開示とされるべきである。

## 5 結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |          |               |
|---|----------|---------------|
| ① | 令和8年6月4日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月15日    | 審議            |
| ④ | 同年10月6日  | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月15日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は「大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する文書（地方厚生（支）局に対するもの）令和2年度」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち「厚生局名」及び「処分結果」（以下、併せて「本件不開示部分」という。）は開示すべきとして原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、「処分結果」の不開示理由に法5条1号を追加し、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は、特定職員の非違行為に係る処分協議に係る決裁文書（本件対象文書）に記録された、特定職員の所属に係る「厚生局名」及び特定職員に係る「処分結果」であり、本件対象文書には当該特定職員の氏名、生年月日、職名及び主要経歴、非違行為の内容、処分結果、処分の理由並びに当該処分に付随する諸情報が記録されていることから、これらの部分が一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人（特定職員）を識別することができるものに該当すると認められる。
- (2) 諮問庁は、理由説明書において、理由を示して該当の懲戒処分事案については公表しないこととしている旨説明するところ、人事院の定める「懲戒処分の公表指針について」においても、一定の場合には公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとされており、本件不開示部分について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又

は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、特定職員の処分に係る情報であって、公務員としての職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められない。

(3) 法6条2項による部分開示の検討を行うと、本件不開示部分は、これを公にすると、公にされる「処分結果」及び「厚生局名」と本件対象文書の開示部分に記録された情報等とを手掛かりとして、特定厚生局の関係者等一定の範囲の者に、処分を受けた特定職員が誰であるかを特定あるいは推測され、懲戒処分を受けたという事実等他者に知られたくない機微な情報が一定の範囲の者に知られることになる可能性は否定し難いため、特定職員の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、同項による部分開示はできない。

(4) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号ニに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び6号ニに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子